

横浜市樹林地維持管理助成事業要綱

制 定 平成 21 年 9 月 28 日環創み第 1481 号（局長決裁）
最近改正 令和 6 年 10 月 15 日み環事第 1113 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき将来にわたり良好な樹林地を保全するため、樹林地所有者の行う維持管理の負担を軽減し、保有継続への意欲を高めるとともに、周辺住民の安全性や快適性を向上させることを目的とする。取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現すると共に、GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

（総則）

第 2 条 樹林地維持管理助成事業（以下「助成事業という。」）の助成については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成事業対象樹林地）

第 3 条 助成事業の対象となる樹林地は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき指定された特別緑地保全地区、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づき指定された近郊緑地特別保全地区、横浜市緑地保存事業実施要綱（昭和46年8月3日制定）に基づき指定された緑地保存地区、源流の森保存事業実施要綱（平成3年7月1日制定）に基づき指定された源流の森保存地区及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）別表第 11（い）欄で定められた緑地の保全のための制限が適用される区域（以下、地区計画緑地保全区域という）をいう。ただし農地は含まない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する土地は助成事業の対象としない。

- (1) 横浜市民の森設置事業実施要綱（昭和46年8月3日制定）に基づき「市民の森」に指定されたものの。
- (2) ふれあいの樹林設置事業実施要綱（昭和63年10月25日制定）に基づき「ふれあいの樹林」に指定されたものの。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者が所有するもの。

（用語の定義）

第 4 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「助成事業者」とは、助成事業の対象となる維持管理作業を行う樹林地所有者で、市長に助成金の交付の申請をし、交付の決定を受けた者をいう。
- (2) 「樹林地外周部」とは、次のいずれかをいう。

ア 樹林地の土地境界のうち、助成事業者以外が所有する宅地及び農地、並びに道路等に当該樹林地からの影響が及ぶ箇所。ただし、樹林地同士が接する土地境界は原則含まない。

イ 横浜市緑地保存事業実施要綱、源流の森保存事業実施要綱に基づく契約書に明示する「契約外緩衝帯」に接する土地境界。

- (3) 「伐採」とは、樹木を枯死又は萌芽更新させることを目的として、地際付近で樹木の幹を切除することをいう。
- (4) 「剪定」とは、支障箇所を除去、又は樹木の健全な育成を促進するため、樹木の枝の一部又は全部を切除することをいう。
- (5) 「樹木管理作業」とは樹林地所有者の行う維持管理作業の中で、樹木や竹の伐採及び剪定並びに樹林地内部の倒木及び枯れ木の撤去処分を行うことをいう。
- (6) 「草地管理作業」とは樹林地所有者の行う維持管理作業の中で、隣地からの不法投棄や防犯上の不安を解消するためなどに樹林地内の草刈りを行うことをいう。
- (7) 「構造物の設置作業」とは樹林地所有者の行う維持管理作業の中で、隣接地等からの不法投棄を防止するために土地の視認性を確保できるフェンスを設置すること及び樹林地からの土砂の流出を防ぐために土留めを設置することをいう。
- (8) 「風水雪害の被害による管理作業」とは、風水雪害の被害によって、樹林地外周部に生じた当面の被害を早期に回復するための樹木や竹の伐採、倒木処理を行うことをいう。
- (9) 「市内中小企業者」とは、横浜市中小企業振興基本条例(平成 22 年 3 月 29 日条例第 9 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

(助成金の交付)

第 5 条 市長は次の各号に掲げる維持管理作業について助成金を交付する。

- (1) 助成事業の対象となる樹林地において、周辺との調和や安全を確保し樹林地を将来にわたり良好に保つために、計画的に行う維持管理作業
- (2) 横浜市に暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報または大雪注意報が発表され、かつ、風水雪害による被害が発生した場合に、助成事業の対象となる樹林地において樹木損傷等により生じた被害を回復するため、被害発生の原因となった風水雪害に係る警報・注意報の発表日から起算して 10 日以内に行う管理作業

(助成事業の対象となる維持管理作業)

第 6 条 前条第 1 項第 1 号の規定による助成事業の対象となる維持管理作業は、別表 1 に定めるものとし、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 作業対象箇所について危険な状態等を解消するにあたり、多大な労力や高度な技術を要するなど、専門の業者に依頼が必要なもの
- (2) 受付期間内に申請がなされ、かつ、指定する期日内に完了が見込まれるもの
- (3) 申請する作業が樹木管理作業及び草地管理作業の場合、当該年度を含む前 3 年度の間に本要綱において助成を受け、管理作業を実施した樹林地(地番単位)に対する樹木管理作業又は草地管理作業ではないもの
- (4) 申請する作業が不法投棄防止のためのフェンスの設置、土留めの設置の場合、過去に本要綱において当該構造物の設置作業の助成を行った樹林地(地番単位)ではないもの

- 2 前条第1項第2号の規定による助成事業の対象となる風水雪害の被害による管理作業は、別表3に定めるものとする。

(助成事業の対象となる経費)

第7条 第5条第1項第1号の規定による助成事業の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表1に定める作業に要した経費
- (2) 別表1に定める作業によって生じた廃棄物の搬出、運搬及び処分に要した経費

2 第5条第1項第2号の規定による助成事業の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表3に定める作業に要した経費
- (2) 別表3に定める作業によって生じた廃棄物の搬出、運搬及び処分に要した経費

(助成額)

第8条 第5条第1項第1号の規定による助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による助成事業の対象となる経費の合計額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 前号の助成限度額は1件当たり2,000,000円とする。
 - (3) 助成事業の対象となる作業が別表1に定める樹木管理作業及び草地管理作業の場合、助成事業の対象となる経費のうち500,000円までについては全額を助成し、500,000円を超える場合は、500,000円を超えた分のうち、その半額について助成する。
 - (4) 助成事業の対象となる作業が別表1に定める構造物の設置作業の場合、助成事業の対象となる経費のうちその半額について助成する。
- 2 第5条第1項第2号の規定による助成金の額は、次のとおりとする。
- (1) 前条第2項の規定による助成事業の対象となる経費の合計額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 前号の助成限度額は1件当たり500,000円とする。
- 3 前2項の助成は、毎年度予算の範囲内において交付する。

(事前届)

第9条 助成金の交付を受けようとする樹林地所有者は、第5条第1項第1号の規定による助成金の場合、事前届出書(第1号様式)により市長の定める期限までに助成金の交付を希望する旨を市長に届け出なければならない。第5条第1項第2号の規定による助成事業においては、緊急的措置であることから、事前届出書の提出は必要ないものとする。

2 市長は、届出を受理した場合、別に定める方法により決定し、当該樹林地所有者を助成事業者候補者名簿に記載するものとする。

3 市長は、名簿記載者を決定した場合、届出があった樹林地所有者に対し、記載の可否と共に、助成金の交付の申請の期限を通知するものとする。

(申請の条件について)

第10条 助成事業の対象となる樹林地および助成事業の対象となる維持管理作業において関連法令等の違反がないこと。

(助成金の交付の申請)

第11条 第5条第1項第1号の規定による助成金の場合、助成事業者候補者名簿に記載された樹林地所有者（以下「申請者」という。）は、当該樹林地の維持管理作業の施工前に助成金交付申請書（第2号様式）を、次に掲げる図書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図（作業箇所、区域、内容及び説明を行う隣接住民の位置を明示したもの）
- (3) 構造図（申請する作業の区分が構造物の設置作業の場合。構造物の構造及び寸法がわかるもの）
- (4) 現地の写真（作業箇所及び周辺の様子が分かるもの）
- (5) 作業見積書（写）
- (6) 登記事項証明書（写）（申請する地番が特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区及び地区計画緑地保全区域のいずれかである場合）
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 第5条第1項第2号の規定による助成金について、風水雪害の被害による管理作業を実施した後、助成金交付申請及び実績報告書（第2の2号様式）を、次に掲げる図書を添えて、作業完了日から起算して21日以内に市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図（作業箇所、区域、内容及び説明を行う隣接住民の位置を明示したもの）
- (3) 現地の写真（別表3で定める作業の対象樹木・竹であることが明確にわかる施工前の写真、および作業の完了が分かる写真）
- (4) 収支決算書
- (5) 施工業者の請求書（写）
- (6) 施工業者の領収書等支出を証する書類（写）
- (7) 廃棄物の処理伝票（写）
- (8) 登記事項証明書（写）（申請する地番が特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区及び地区計画緑地保全区域のいずれかである場合）
- (9) その他市長が必要と認める図書

3 第5条第1項第2号の規定による助成事業者は、助成金交付申請及び実績報告書の提出までに、支払いを行うことができない場合は、前項第6号の助成金交付申請及び実績報告書への添付を省略できる。その場合、業者へ支払いを行った後、速やかに領収書の写し等支出を証する書類を市長に提出しなければならない。

4 第5条第1項第1号の規定による助成事業において、同一年度に当該申請者が申請できる件数は1件、当該申請地で申請できる回数は1回とする。

5 第5条第1項第2号の規定による助成事業においては、暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報または大雪注意報ごとに、当該申請者が申請できる件数は1件、当該申請地で申請できる回数は1回とする。

6 助成金の交付の申請は地番単位とする。ただし、同一所有者の土地については取りまとめて

申請することができる。なお、同一所有者の指定地内において、隣接する複数の地番が筆界未定である場合は、「地番単位」ではなく、筆界未定を含む複数地番を1つとみなし、申請することができる。

7 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への添付を省略できる書類は同条第2項第2号に定める書類とする。

8 申請者は、助成事業を行う場合において、1件の事業費用が1,000,000円以上になると見込まれるときは、2人以上の市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

9 申請者は、助成事業を行う場合において、1件の事業費用が1,000,000円未満になると見込まれるときは、原則1人以上の業者から見積書の徴収を行わなければならない。

10 申請者は、見積書を市内中小企業者から徴収するよう努めなければならない。

11 申請者は、第1項もしくは第2項による交付申請書を提出するにあたって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

12 第5条第1項第2号の規定による助成事業においては、緊急的措置であることから、第8項ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

13 第11項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第2項の助成金交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金の交付の決定及び通知）

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査並びに必要に応じて行う現地調査等により履行の確認を速やかに行い、審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当であると認めたときは、理由を付して助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査並びに必要に応じて行う現地調査等により履行の確認を行い、審査の結果、助成金を交付することが適当であると認められたときは、助成金交付決定及び助成金額確定通知書（第3

の2号様式)により、不適当であると認めたときは、理由を付して助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第13条 市長は、前条の審査の結果、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 助成事業者は、善良な管理者の注意をもって、本助成事業を行うものとし、特に次の各号について配慮するものとする。

- (1) 将来にわたり樹林地が良好に保全されること。
- (2) 周辺への安全に配慮した作業方法を選択すること。
- (3) 近隣住民への作業説明を行うこと。

(助成事業内容の変更)

第14条 第5条第1項第1号の規定による助成事業者は、次の各号に定める申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請書(第5号様式)に第11条第1項各号に定める図書のうち、当該変更箇所に関するものを添えて市長の承認を受けなければならない。また、助成金の増額は、これを認めない。

- (1) 作業箇所、区域又は別表に定める維持管理作業の区分。
- (2) 作業項目のうち、樹木の剪定から伐採に変更する場合。ただし、樹木の枯れ等、管理上理由のある場合を除く。
- (3) 助成事業の対象となる経費に3割を超える変更が生じる場合。
- (4) 助成事業における3割を超える経費の配分の変更。
- (5) その他市長が必要と認めた場合。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る申請書類等により必要な審査を速やかに行うものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認することが適当であると認めたときは、変更承認通知書(第6号様式)により、不適当であると認めたときは、その理由を付して変更不承認通知書(第7号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成事業の中止)

第15条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、又はその他の理由により助成事業の継続が困難となった場合は、その理由を付して速やかに助成事業中止承認申請書(第8号様式)により、市長と協議しなければならない。

- (1) 申請する地番が本要綱に定める樹林地の要件を満たさなくなった場合
- (2) 土地所有者が変更又は死亡し、事業の継続が困難になった場合
- (3) 災害等により事業の継続が困難になった場合
- (4) その他市長が事業の継続が困難と認める場合

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該助成事業の中止が適当と認める

ときは、助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により、助成事業の中止を承認し、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（実績報告書の提出）

第16条 第11条第1項の規定による申請をした助成事業者は、助成事業を当該年度の指定する期日内に完了するとともに、速やかに実績報告書（第10号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 施工業者の領収書等支出を証する書類（写）
- (3) 助成事業の完了を確認できる写真
- (4) 廃棄物の処理伝票（写）
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 助成事業者は、実績報告書の提出までに、支払いを行うことができない場合は、施工業者の請求書の写しを添付することにより、前項第2号の書類に替えることができる。

3 前項の規定を適用した者は、業者へ支払いを行った後、速やかに領収書の写し等支出を証する書類を市長に提出しなければならない。

4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略できる書類は同条第1項第3号に定める書類とする。

5 第11条第11項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して提出しなければならない。

6 第11条第11項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により履行の確認を行い、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第11号様式）により、助成事業者に通知するものとする。なお、助成金額の確定にあたっては、必要な措置を助成事業者に求めるものとする。

（助成金の請求）

第18条 助成事業者は、前条もしくは第12条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに助成金支払請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金支払請求書を受理後、適正であると認めたときは、受理し

た日から起算して30日以内に当該助成事業者に対し、当該助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 19 条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成事業を行った年度内に当該助成事業者及び当該事業に同意した土地所有者の責により、第 3 条第 1 号に定める樹林地の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 助成事業の対象となった樹林地について、関係法令の違反が判明した場合
- (5) 第 12 条第 1 項に規定する助成金交付決定通知書を受け取った年度内に、第 16 条に定める実績報告書の提出がされないとき。
- (6) その他法令、条例又は規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (7) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、理由を付して、助成金交付内容取消通知書（第13号様式）により、助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（助成金の返還）

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金返還請求書（第14号様式）により、その返還を求めなければならない。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 助成事業者は、第 19 条第 1 項の規定による取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、補助金規則第 21 条第 1 項で定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき補助金規則第 21 条第 4 項で定める割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産処分制限）

第 22 条 助成事業により取得した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 事業の完了日より5年間を経過したもの。
 - (2) 別表2に掲げる承認基準に基づき財産の処分等について承認を受けた場合。
- 2 助成事業者が前項の規定に反した場合は、第19条第1項第2号の規定に基づき、助成金交付の決定の取消しを行う。

(財産処分に係る承認申請等)

第23条 前条の承認基準に基づき財産の処分等をしようとするときは、助成対象財産処分承認申請書(第15号様式)により承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による処分承認申請があったときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて審査し、承認または不承認について、助成事業財産処分承認(不承認)通知書(第16号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成事業者から受けた申請について、承認の判断に必要な記載内容の確認が困難な場合は、追加資料の提出を求めることができる。

(返還手続)

第24条 市長は、助成事業者が助成対象財産を財産処分したときは、助成金返還請求書(第14号様式)により、別表2に定める助成金返還額を請求することができる。

(維持管理等)

第25条 助成事業完了後の樹林地及び構造物の維持管理は、助成事業者が適切に行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第26条 助成事業者は、補助金規則第26条の規定により、市長が定める関係書類を第17条による助成金確定の通知日から5年間保存しなければならない。

(助成内容確認のための調査)

第27条 市長は、必要に応じて、助成内容確認のための調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査を行う際に、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(広報・普及啓発への協力)

第28条 助成事業者は、本市から横浜みどりアップ計画の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力することとする。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年 9 月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5 月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 8 月 1 日から施行し、平成23年 6 月22日に第 8 条第 2 項の候補者名簿に記載された者は、平成24年 3 月31日まで、従前の様式の使用を可とする。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行し、平成23年 9 月21日に第 8 条第 2 項の候補者名簿に記載された者は、平成24年 3 月31日まで、従前の様式の使用を可とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 15 日から施行し、令和 6 年度に第 8 条第 2 項の候補者名簿に記載された者は、令和 7 年 3 月 31 日まで、従前の様式の使用を可とする。

別表 1（第 7 条第 1 項）

区分	作業項目	対象樹木・区域等
樹木管理	樹木や竹の 伐採・剪定	1 危険樹木・竹の伐採・剪定 樹林地外周部で行われるもの、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われるもののうち次のいずれかに該当するものとする。 (1) 危険が隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所まで及ぶ樹木・竹 (2) 傾斜、枯死等により荒天時などに倒れる恐れがある樹木・竹 (3) 生育している地盤が不安定で、土砂崩落を引き起こす恐れがある樹木・竹 2 障害樹木・竹の伐採・剪定 樹林地外周部で行われるもの、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われるもののうち次のいずれかに該当するものとする。 ただし(4)については隣接地が樹林地であっても対象とする。 (1) 隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる樹木・竹 (2) 公道等における車両や歩行者の通行空間の確保、交差点における見通し確保の必要がある樹木・竹 (3) 電線、電話線への接触（土地所有者が管理の責を負うもの）の恐れがある樹木・竹 (4) 隣接地（樹林地含む）、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所に侵入している、または侵入する恐れのある、境界から 5 m 以内の竹 3 なお、落葉の低減、日照の確保、通風の確保、電波障害の解消を目的とした管理は対象外とする。
	樹林地内部の倒木・枯れ木の撤去処分	樹林地内部ですでに倒木または枯死した樹木・竹の除去または樹林地内部に一時的に積み置かれた木・竹の除去で、次のいずれかに該当するものとする。 1 危険が隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所まで及ぶもの 2 樹林地の安全確保のための管理を行うにあたり、支障があるもの
草地管理	草刈	樹林地外周部、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所の境界から 5 m 以内とするとともに、次のいずれかに該当するものとする。 1 隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる区域 2 防犯上の理由や交差点等において見通し確保の必要がある区域 3 火災や不法投棄等の危険や障害を及ぼす恐れがある区域
構造物の設置	不法投棄防止のためのフェンス設置 土留めの設置	隣接地（樹林地含む）、もしくは樹林地内部の公衆用道路等一般の利用に供されている箇所に接した、不法投棄や土砂流出の恐れがある箇所。 1 フェンスについては緑地の視認性が確保できるものとする。 2 土留めの設置については、土砂流出防止のための設置面からの高さ 60 cm 以下かつ天端幅 20 cm 以下のものとする。ただし、地盤面からの高さが 2 m を超え、傾斜角度が 30 度以上であり、かつ居住用の建物に被害が及ぶ恐れのあるがけ地は対象外とする。

備考 助成対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、助成対象としないものとする。

別表 2

処分区分		承認条件	助成金返還額	備考
補助金等の交付の目的に反する使用	天災又は火災等自己の責に帰さない事由により利用することが困難になった場合	—	—	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	上記以外の理由により、助成の対象となる樹林地（地番単位）での利用を廃止する場合	助成金返還	備考 3 で定める 残存価格に助成率を乗じた金額	
	横浜市緑地保存事業実施要綱第 6 条第 2 項または横浜市源流の森保存事業実施要綱第 6 条第 2 項に違反し、保存契約を解除することになった場合	助成金返還	備考 3 で定める 残存価格に助成率を乗じた金額	
	助成の対象となる樹林地（地番単位）について、当該緑地の保存に影響を及ぼすこととなった場合	助成金返還	備考 3 で定める 残存価格に助成率を乗じた金額	
譲渡・貸付・担保		—	—	助成の対象となる樹林地（地番単位）について、当該緑地の保存に影響を及ぼさないこと。 処分制限期間の残期間内、交付決定通知に記載された条件を承継すること。
交換	助成対象財産の機能と同等又は上位の機能を有する財産と交換する場合	—	—	処分制限期間の残期間内、交付決定通知に記載された条件を承継すること。

	上記以外の場合	助成金返還	備考3で定める 残存価格に助成 率を乗じた金額	
--	---------	-------	-------------------------------	--

備考1 助成金返還額の上限は、処分する助成対象財産に係る助成金等の支出額とする。

備考2 横浜市みどり環境局長は、上記の区分又は承認条件により難い条件があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

備考3 残存価格の計算は以下のとおりとする。

助成事業の対象となった経費 × { 5 年－事業の完了日からの経過年数（端数切捨て） } / 5 年

別表 3（第 7 条第 2 項）

維持管理 作業の区分	作業項目	対象
風水 雪害 の被害 による 管理	樹木や竹の 伐採・ 倒木処理	樹林地外周部で行われるもの及び樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われる緊急性の高い作業のうち次のいずれかに該当するものとする。なお、樹林地内部のみに影響があるものは対象外とする。 （１）生命、身体及び財産に被害を及ぼしている樹木・竹 （２）道路等並びに電線、電話線等公共的な設備の機能に重大な支障となる樹木・竹

備考 助成対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、助成対象としないものとする。